

瑞穂市の行政改革推進事業の概要及び経緯について

【1】 瑞穂市行政改革推進委員会設置条例（平成16年瑞穂市条例第23号）

① 所掌事務について （任務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、瑞穂市の行政改革の推進に関する重要事項を調査及び審議する。

② 組織について（条例第5条等より）

瑞穂市行政改革推進委員会 ⇒ 会長、副会長、委員（定員10名以内）
※会議の定足数は過半数

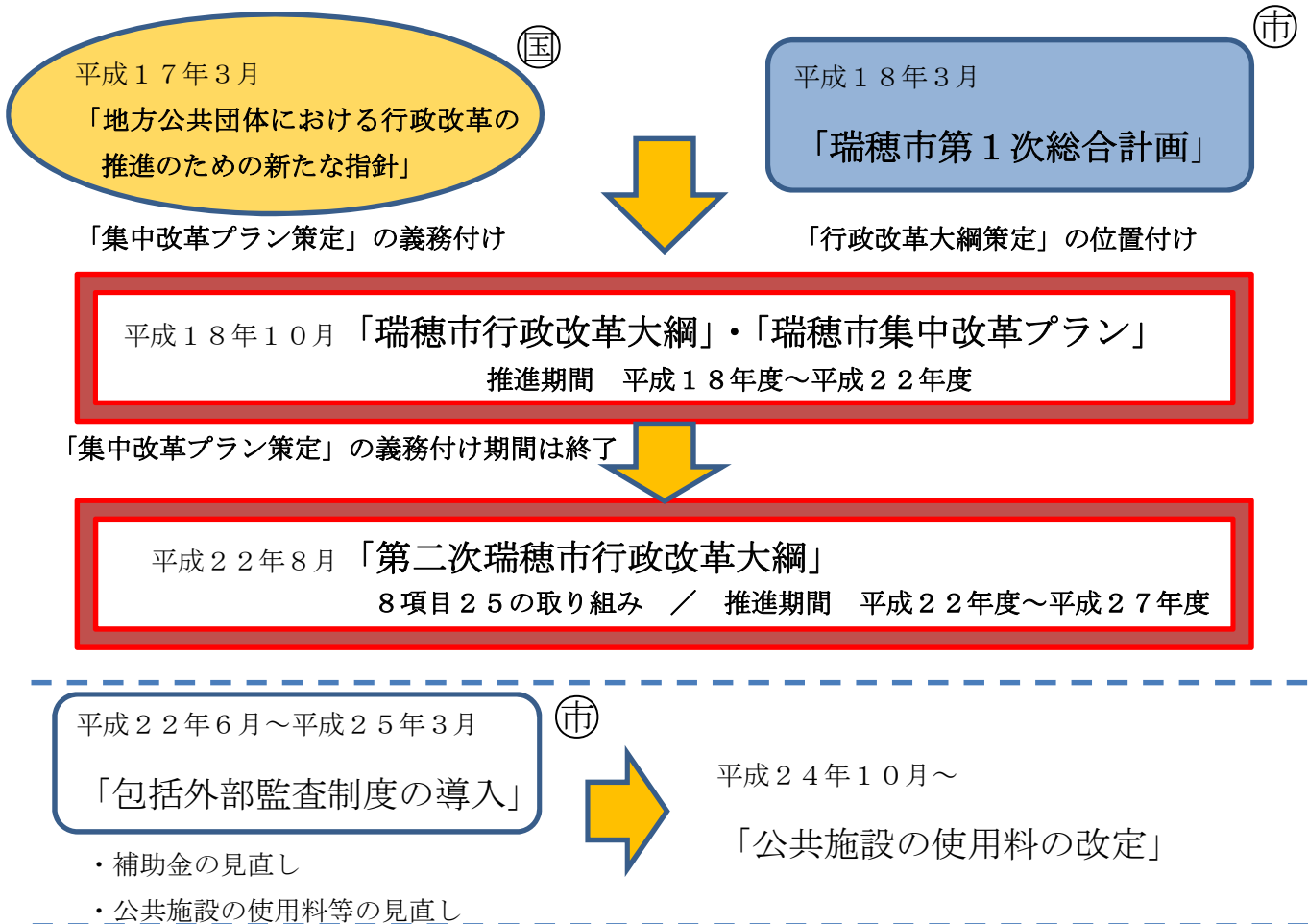


瑞穂市行政改革推進本部 ⇒ 副市長が本部長、教育長、部長級で構成



瑞穂市行政改革推進本部部会 ⇒ 課長級で必要に応じて設置

【2】 市の行政改革の流れ



平成25年11月26日【諮問】

「まちづくりに関する提言書（審議会等について）」にかかる審議会等の改革について

…行政改革の視点から「審議会等への委員としての参画」に関する審議会等の改革について

平成26年4月10日【答申】

「まちづくりに関する提言書（審議会等について）」にかかる審議会等の改革について

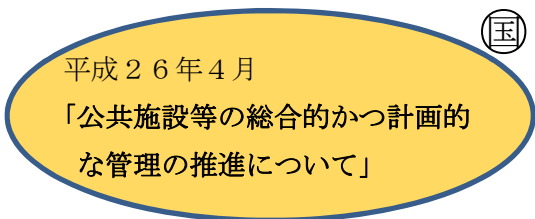


平成26年4月

「審議会等の設置、運営等に関する要綱」及びガイドライン

①

公募委員・女性委員の3割目標の設定



平成26年4月

「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」

①

「公共施設等総合管理計画策定」の推進

平成26年度～

第2次総合計画策定作業

①



平成26年12月17日【諮問】

瑞穂市第2次総合計画に係る行政改革推進プランについて

…総合計画の中での行政改革推進の位置付け、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）等の効率的・効果的な行政運営の目標

平成27年10月28日【答申】

瑞穂市第2次総合計画に係る行政改革推進プランについて



平成28年3月

「瑞穂市公共施設等総合管理計画」

①

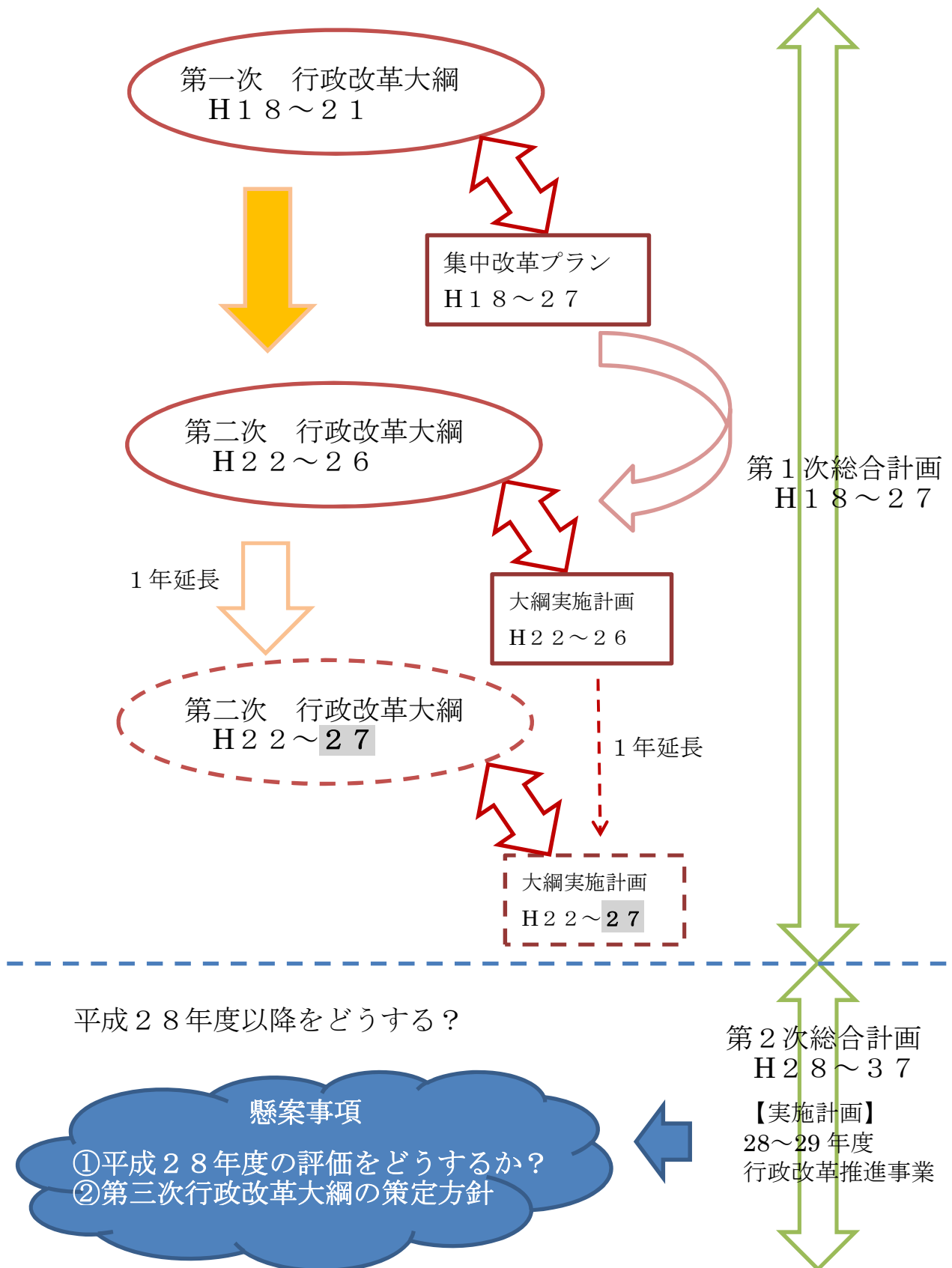
平成28年3月

「瑞穂市第2次総合計画」

「行政改革大綱策定」の位置付け

①

【3】行政改革事業の概略図及び懸案事項



【4】平成28年度の行政改革関係の検討経緯

§ 1. これまでの経緯について

H28. 8. 16 第1回 行政改革推進本部 開催

【主な内容】 … 以下の点を方針とすることを確認しました。

- ①平成28年度の行政改革の取り扱い
… 第二次行政改革大綱を1年間延長し、平成28年度までとする。
- ②第三次行政改革大綱の策定について
… 平成29年度からの5年間の計画とする。
上記に基づきスケジュールを確認（3月議会での議決要件）

H28. 8～ 平成27年度の第二次行政改革大綱に基づく実績の集約

⇒ 行政改革推進本部（第2回）及び行政改革推進委員会（第1回）への報告

H28. 10～ 第三次行政改革大綱案及び実績報告案についての意見・提案の集約

… 第二次行政改革大綱に基づき作成した企画財政課案を元に、各所属部署へ意見や提案を求めました。

⇒ 行政改革推進本部（第2回）への報告

H28. 11. 8 第2回 行政改革推進本部 開催

【主な内容】 … 以下の点を方針としました。

第三次行政改革大綱及び年度別実績報告の素案について決定し、行政改革推進委員会（第1回）に諮ることとしました。

§ 2. 今後の想定スケジュール

| | |
|---------------------|---|
| 平成28年12月20日 | 第1回行政改革推進委員会 第三次行政改革大綱及び年度別実績の内容の審議 |
| 平成29年1月10日～ 2月3日 | パブリックコメント実施 |
| 平成29年1月下旬 | 第2回行政改革推進委員会（？） 第三次行政改革大綱及び年度別実績の内容の審議 |
| 平成29年2月上旬 | 第3（2）回行政改革推進委員会 第三次行政改革大綱及び年度別実績の決定 ⇒ 答申 |
| 平成29年3月 | 第三次行政改革大綱の議決 |

参考：

○瑞穂市議会基本条例

(任意的議決事項)

第 10 条 [法\(地方自治法\)第 96 条第 2 項](#)の規定による議会の議決すべき事件は、[次の各号](#)に掲げるものとする。

- (1) 市行政全般に係る将来の目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に示した計画
 - (2) [前号](#)に掲げるもののほか、市行政の基本的な施策に係る計画(法令又は条例に定めのあるものを除く。)
- 2 市長等は、[前項](#)に掲げる計画(計画の期間が 5 年以上のものに限る。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更は除くものとする。

○地方自治法

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)から(15)まで 略

2 [前項](#)に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(略)につき議会の議決すべきものを定めることができる。